

平成27年4月14日

答申第511号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より「24年度の退職給付債務を計算する際に用いた給付改訂の予想、予想昇給率、退職率、死亡率、一時金選択率」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書はNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項6号の不開示情報に該当するため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、人事、労務に関する情報であって開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に該当し、いずれも開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は規程第8条1項1号の不開示情報に該当すると認められ、いずれも不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年3月26日（第213回審議委員会）第522号諮問、審議
4月14日（第214回審議委員会）審議、答申